

定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社はアイサンテクノロジー株式会社（英文では AISANTECHNOLOGY CO., LTD. と表示する）と称す。

第2条 (目的)

当会社は下記の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータのソフトウェアの開発
2. コンピュータのハードウェアの開発
3. コンピュータのソフトウェアの販売及びレンタル
4. コンピュータ本体並びに周辺機器の製造及び販売
5. コンピュータのソフトウェア及びハードウェアの保守・管理業務
6. 電気、電子機器、測量用機械器具、車両及び車両搭載計測機器の開発・製造、販売、賃貸、保守及び修理
7. インターネットのプロバイダー
8. コンピュータのソフトウェア及びハードウェアの技術解説書の出版
9. 測量業務の請負並びに三次元地理空間情報の取得、解析及び販売
10. 地理空間情報に係る販売・サービス全般
11. 前各号に関連する輸出入業務
12. 不動産の賃貸
13. 前各号に附帯する事業並びに関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社の本店は愛知県名古屋市に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数及び株券の発行)

当会社の発行可能株式総数は、15,998,000株とする。

第7条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の1単元の株式の数は、100株とする。

第9条（基準日）

当会社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。

第11条（株式取扱規則）

株主名簿の作成、単元未満株式の買取り、その他株式に関する請求の手続き及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第12条（株主総会の招集及び基準日）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後三ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときにこれを招集する。

2. 前項の定時株主総会において権利行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主とする。

第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。

第14条（招集地）

当会社の株主総会は、名古屋市で開催する。

第15条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役会の決議に基づいて社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。ただし法令の定めによるべき場合または本定款に別段の定めがある場合には、その定めによる。

2. 会社法第309条の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権行使することができる。株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株式総会における議事の経過の要領及びその結果については、議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は10名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第22条（代表取締役の選定）

取締役会は、その決議により会社を代表すべき取締役若干名を選定する。

第23条（役付取締役の選定）

取締役会は、業務上必要あるときはその決議により、取締役会長及び社長各1名ならびに専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会招集の通知は、各取締役及び監査役に対し会日より3日前までに発することを要する。ただし緊急のときはこれを短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果について、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

第28条（取締役会規則）

取締役会に関するその他事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第31条（監査役の員数）

当会社の監査役は4名以内とする。

第32条（監査役の選任）

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第34条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

第36条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。

第37条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

第38条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第39条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第40条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第41条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2. 会計監査人の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。

第42条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第44条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する事ができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条に定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

第45条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第46条（剰余金の配当）

当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

第47条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

第48条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。

第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。